

令和4年第6回仁淀川町議会定例会会議録（第2号）

令和4年12月7日（水曜日）

10時00分開議

11時04分散会

出席議員（10名）

1番議員	岡田良成	2番議員	藤堂賢太郎
3番	藤原大	4番	野村安夫
5番	大野直孝	6番	片岡智準
7番	竹本文直	8番	若藤敏久
9番	藤崎源彦	10番	大野弘

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町長	古味実	副町長	竹本雅浩
教育長	黒川一彦	総務課長	大石浩平
企画課長	古味仁志	税務課長	田代秀喜
町民課長	井上竜一	保健福祉課長	谷脇昭仁
産業建設課長	荒木紀和	会計管理者兼出納室長	片岡博
教育次長	井上健一	仁淀総合支所長兼地域振興課長	神岡孝司
池川総合支所長兼住民福祉課長	大原正人	仁淀住民福祉課長	大野真智
池川地域振興課長	大原成彦		

職務のため議場に参加した事務局職員

議会事務局長	日浦嘉平	書記	安井都
--------	------	----	-----

午前10時00分 開議

○議長 おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和4年第6回仁淀川町議会定例会を開議いたします。

直ちに会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程第1、昨日に引き続きまして、一般質問を行います。

なお、一般質問の回数は質問事項について3回までとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

本日は通告7番、大野直孝君からとなっております。

通告第7号、議席番号5番、大野直孝君の質問を許可します。大野直孝君。

○5番 それでは、議長の許可を頂きましたので、質問をさせていただきます。

1番目は町内の観光事業についてお伺いいたします。観光が事業として効果的に町内が潤うためには、まず、広く事業者の意向を反映することが必要ではないか。

ちょっとマスクを外させていただきます。

次に、物価高について、物価高の原因はということでお伺いしたいと思います。

1番目の、観光が事業として効果的に町内が潤うためにはということでお伺いしておりますが、これは1つ、私も経験上のことがございまして、わざわざ伺うわけでございます。

前に観光協会の局長ということでやっていたときの実感で、観光協会がアナウンスをすると。そうすると、人がどんと集まるといったときに、それはチャンスなんです。そういうときに町内の物産を販売するということがございます。

ところが、人は集まったものの、売る物がないということではいかんし、ホテルもない、旅館があるんですけど、そこら辺がどうなっちゃうんかという問合せもあつたりもするんですが、これが協会に旅館の人が、高木さんがおったんですけんど、個人名を出しましたけど、当時おりましたが、ほとんど入ってないと。協会に入っていないので、どういう思惑があるのかというのも分からんし、こちらとしても、当時の観光協会としても、どういう意向を持ちゅうのか、何ができるのか、何ができんのか、ちっともつかみようがないと。

その中で、アナウンスだけはしますんで、人は来ますが、言うなればがっかりされて帰っていかれたら困るんですが、そのための方策というものはやっぱり事業者中心で、どういう戦略で練っていくか、どういうものを用意するかというようなことが必要ではないかと、当時思ったわけでございます。

そういう意味で、観光が事業として成立するためには、やはり事業者の意見とか、どういことができるとか、できないとかいうこととか、物産の振興について、町がそういう事業をしなければならないのではないかとこのように思った次第でございます。

今現在、観光協会というのはアナウンス面で非常に優秀な人材が集まっているとは思っています。ちなみに今の観光はどうなっているか、国からどういふふうに見られているかということについて、ちょっと当時と事情は変わっちゃうかもしれませんが、説明させていただきますと、国の補助金は旧5か町村まとめて、それに土佐市を加えて、観光クラスターというものを設定して、観光クラスターというのは、ご存じかもしれませんが、ブドウの房のように、ブドウの粒そのものが仁淀川町あるいは佐川町、越知町、土佐市というふうになっていて、それにまとめて補助金をやるという国の施策なので、各個の町村に補助金をやるということはないわけです。観光事業で配分するということはやってないと思います、詳しくは知りませんが。当時の説明では、まとめて予算を配ると。

まとまっているお金で、仁淀川町というのはどういう位置に置かれているかという、端っこになるわけですので、佐川町の中心で観光のアナウンスを行うということで、何かにつけ、佐川町でやった事業が仁淀川町に回ってくるということもあります。3月に行うひな祭りでは、ひな回廊ということで、佐川町でやったひな祭りについて、どこかの旧家でやっているあれを見て、その後、仁淀川町までバスで来て、この本庁でちょこちょこっと行事をやって帰っていくということなんです、これについて、ほとんど町内に販売の収入なんかも少ないんじゃないかということなんです、事業としてはやったよということになっております。やったよですが、ブドウの房の1粒がちょこちょこっと紹介されただけで、事業としてはほとんどもうかってないんじゃないか、こういうじくじたる思いがあったわけです。

そういう意味で、今回、事業として効果的に町内が潤うための方策というんですか、こういったものを町長以下、考えてらっしゃる。実際に今回の機構改革というか、機構改変の中でも触れられておまして、若干進んでおるとは思いますが、その点について伺いたいと思います。

物価高の原因については、これは1番目の質問ですよ、物価高の原因については、各個ではいかんともいえないことで、政府を当てにして、政府のあれを待つわけにもいきませんが、各個はそれぞれの家計簿において、工夫するところはしていると思います。しかしながら、これが非常にマスコミで取り上げられて、何とかせえというようなことで、実際、

政府もガソリン代等のあれについて補助をしておるということで、ありがたいことに、我々が意識するとせんとに関わらず、そういう施策が回ってきておるということもございます。あとは答弁次第で、また再質問をしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 大野直孝議員のご質問にお答えいたします。

観光分野の現状につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、観光需要は大幅に減少しておりましたが、国の旅行支援事業の後押しにより、現在は改善傾向にあります。そのような状況の中、観光資源が豊富な本町におきましては、桜や紅葉、キャンプシーズンには、多くの観光客の皆さんにお越しいただいております。

しかしながら、訪れる多くの方が滞在期間の短い通過型観光となっております。観光客が町内に滞在している間は、食べる、移動する、買う、遊ぶ、宿泊するといった、観光から消費を生み出す機会が非常に多くあります。このように経済効果の大きい滞在型観光に取り組む上で、直接、観光客の方と、接客されている町内の事業者の方の意向を反映することが大変重要であると認識しております。

仁淀川町の観光振興にとって何が必要か、しっかりと見定めた上で取組を行っていくことが何よりも重要でありますので、今後におきましても、事業者の方と連携しながら、観光資源の発掘や観光商品の開発、磨き上げだけでなく、相手が求めているものは何かを知るマーケティングの両方の視点を基に、観光産業の維持、発展につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

物価高について、ロシアによるウクライナ侵攻等の影響による原材料価格の高騰や、原油価格の上昇によるガソリン価格、電気料金の値上がり、これらに加え、円安による輸入コストの増加等が物価高の要因となっております。また、物価上昇に賃金の伸びが追いついていなく、より家計への負担は大きいと多くの国民が実感しているのではないのでしょうか。私としては、ロシアとウクライナが早急に停戦し、平和的に解決することを強く望んでいるところであり、これにより物価高が軽減されていくと考えております。

以上です。

○議長 大野直孝君。

○5番 2回目からは自席でやるようになっちょるようでございます。

それでは、再質問を行います。

観光分野についてのご答弁がございました。大変納得をいたします。まさにこれから力を入れていただきたいと思うところでございます。

まず最近、アウトドアセンターとか、アドベンチャーとか、結構、滞在型の素晴らしい事業をする事業者が出てきておりまして、なかなかSNSとかで日本全国に広まっているようで、結構な人気を博しておるようでございます。こういうところに加えて、そのお土産物とかがあれば、非常にいいなというのが率直な感想でございます。

そこで聞きたいというか、提案というか、お土産品ですよね。こういったものの、実際、行政で作るわけにはいきませんが、業者でこういったお土産を用意したいとか、いろいろあると思うので、将来的にはそういったもの、お土産物を増やすような形のものもあっていいんじゃないか。そういった工場が、現には池川茶園なんかがあるわけなんですけども、非常にあそこへ行ったらお客さんも多い。ただ、仁淀全体がもうけるほどに作っているかということもありますので、それだけではいけないんですが、そういう意味では、お土産の創出というんですか、これはどこがやるんでしょうね。企画ですか。産建ですかね。そういったところで、ひとつ力を入れていただきたいなというふうに思う次第でございます。

次に物価高ですけども、こちらのほうの答弁でございましたロシア、ウクライナの戦争、あるいは電気代の交渉、円安による電気代の交渉とか賃金の伸びが追いつけてないということでございまして、我々は本来、一番最初に自助努力というようなことで、家計簿を助ける努力をするわけでございます。普通言われるのは共助、その後に公助ということになっておりますが、最近は公助がどんどんどんどんやらないかんじゃないかというような風潮になってきておりまして、自助からいきなり公助と。共助というのは大体後に回される傾向があると思うんですが、この公助につきましても、ただではないので、非常に当てにすると、公助されるまで待たないかん。自分で努力せんのかということになってまいかんと思うんですが、今回、適切に公助が早めに来てくれたということは悪いことじゃないんじゃないかとも思いますけれども、非常に政府もよくやっているんじゃないかと思えます。地方自治体の本町としては、これが具体的に示された場合は行う用意があるようでございますので、安心をいたしております。

以上で2番目の質問を終わります。

○議長 執行部、答弁。古味町長。

○町長 大野直孝議員の再質問にお答えします。

まず、町でできることがあるかというようなご質問でありましたが、新型コロナウイルス

スによる景気の落ち込みや、ロシアのウクライナ侵攻や、物価高騰の負担を軽減するため、令和4年度新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金のうち、コロナ禍において、原油価格・物価高騰に、生活者や事業者に対する支援として交付金の割当てがあり、仁淀川町新型コロナウイルス対策住民生活支援事業、住民の生活を支援するとともに、低迷した町内の消費喚起を図るため、町内に住所を有する全町民に地域流通商品券を給付する事業などを実施してまいりました。

また、国の補正予算において、地方公共団体が物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策の事業や、同経済対策に合わせた独自の地域活性化策等を円滑に実施できるよう、普通交付税の増額交付があり、交付額は現在未定でございますが、その財源を活用し、今後の対応を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長 総務課長。

○大石総務課長 大野議員の再質問にお答えします。

今、総務課のほうで、ふるさと納税の返礼品業者に対して、来年度返礼品を安定的に供給してくれることを前提に、開発であるとか、機材の購入に対しての補助を考えております。財源はふるさと納税のほうを活用させていただいて、こういったことをちょっと活用していただきながら、取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長 大野直孝君。

○5番 それでは、再々質問を行います。

観光に関する機構改革での長期的戦略について、これは答弁があってもなくてもいいんですが、これをお伺いしておきたいと思います。

それから、ふるさと納税、業者、安定的にやってくれる業者、これは業務委託みたいな感じでやるのかどうか、お伺いします。

以上で3番目の質問を終わります。

○議長 執行部、答弁。古味町長。

○町長 大野直孝議員の再々質問にお答えします。

組織変更では、観光業務を担う産業建設課を農林課と建設課に分割することに伴い、企画振興課が観光業務を担当する予定にしております。

観光産業は、宿泊業、飲食業、アウトドア業など、関連する分野は多岐にわたり、地域

の活性化や雇用の場の確保など、地域経済に寄与する度合いが年々大きくなってきております。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済活動の縮小などにより、大きな打撃を受け、これまでにない困難な状況に直面しておりましたが、国のウィズコロナへのシフトや、観光キャンペーン等により、状況は改善傾向にあります。

また、コロナ禍により新しい生活様式が定着し、観光スタイルの多様化、複雑化により、ツーリズムも大きな転換期を迎えておりますので、これを好機と捉え、積極的な情報発信、観光関連業者との連携を緊密に取ることにより、観光客に満足していただくとともに、リピーターとなってもらうことで、仁淀川町のファンを1人でも多くつくり、将来的にワーケーションや移住につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長 総務課長。

○大石総務課長 大野議員のご質問にお答えします。

委託業務ではなくて、返礼品業者に対して補助金の支出ということを考えておりまして、現在、制度を設計中でございます。

以上です。

○議長 以上で大野直孝君の質問を終了いたします。

通告第8号、議席番号8番、若藤敏久君の質問を許可します。若藤敏久君。

○8番 議席番号8番の若藤でございます。議長から発言の許可を頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

1点目は、町外へ移住した職員についてお伺いをいたします。

8月6日付高知新聞に、仁淀川町議が職員を叱責、労組はハラスメントと指摘、他の町議は、発言が事実なら完全なパワハラ、職員に対して一言一言を丁寧に対応すべきだと苦言を呈した。労組は、議員からもハラスメントを批判する発言が出たことを前向きに捉え、今後の議会の対応を注視していくと大々的に報道がされました。

確かに、ごく一部の議員から、そのような意見が出たことがあります。調査特別委員会を設置し、事実を確認すべきだという意見もございましたが、私の考えは違います。ハラスメントとは、同じ職場内で、上司が部下に対し、他の職員が不快になるような発言や行動を行うことであります。議員と役場職員は、職場も違えば、上司と部下の関係でもありません。叱責した議員の発言がたとえ事実であったとしても、パワハラには当たらない、私はそのように考えております。恫喝あるいは侮辱罪、こういうことではないでしょうか。

このような議論を重ね、2回の全員協議会で話し合いを行いました。結論は出ず、次回の定例会までに対応を協議する継続審議になっておりました。当然、私はさきの9月議会で全員協議会の招集があるものと思っておりましたが、それもなく、9月議会でも一度も議論がなされず、閉会前に議長が職員のハラスメントの件を報告しますと、次のように発言をされました。2回の全員協議会を開き、議員全体で本件を共有し、今後どのようにしていくか、継続協議としております。議会としても重く受け止め、性急な条例制定などは保留し、議員間で再発防止に努め、ハラスメントとならぬよう、今後お互いに気をつけていきたいというものでございました。

議長、この場を借りて申し上げておきますが、いかに議長といえども、継続審議となっている事案を、協議会も開かず、議員の承諾も得ず、まとめて報告をする権限はございません。私の一般質問終了後、早急に全員協議会を開会することを要請しておきます。全員協議会で結論が出れば、議長は町長に文書でもって報告をし、町長は自治労県本部と県職員組合に報告をする、これが今回の職員叱責事案に関する対応だと私は考えます。

以上のことを踏まえて、担当課長にお伺いをいたします。

記事によりますと、議員が職員を出席したその場に上司である課長も同席していたとのことですが、職員が後日入院しなければならないほど叱責されたのに、職員を管理し、職員の安全に配慮しなければならない立場にある課長は何をしていたのか、お伺いをいたします。

また、7月22日付で議長に送付された町長からの申出（依頼）書によりますと、職員に対する安全配慮義務の観点から看過することはできないと、このようにありますが、事案発生から半年が経過をし、看過できないにしては随分と落ち着いているように見えますが、自治労県本部と仁淀川町労働組合に対し、どのような回答をしたのか、それともまだ回答されていないのかお伺いをして、最初の質問を終わります。

以上です。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。荒木産業建設課長。

○荒木産業建設課長 若藤敏久議員のご質問にお答えさせていただきます。

私が同席した担当課長でございます。私は、ふだん仕事に際しまして、住民の方々と接する場合に、基本的には、住民のお話は全て聞いた後に、こちらから発言をさせていただいております。

今回の場合は、こちらから何かを申し上げることはいたしませんで、一方的にお話を

伺いして済んだという形でございました。お話が済んだ後に、本人には、今までどおりに仕事をしたらいいから等、話をした記憶はございますけれども、議員からお話を受けているときに何もしなかったのかということにつきましては、結果的には何もしてないということになろうかと思います。

以上です。

○議長 古味町長、答弁。

○町長 若藤敏久議員の、町外へ移住した職員についてということでご説明いたします。

9月8日に、町職員労働組合に対し、特定町議会議員による職員へのハラスメント行為に対する対応を求める要請の3項目への回答をしております。このうち、議員による職員に対するハラスメントに関する条例の制定については、結論が出ていなく、経過を注視している旨を伝えております。また、自治労高知県本部も条例制定の有無を注視しているという報告を受けております。

以上です。

○議長 若藤敏久君。

○8番 課長は何もせずに黙って聞いていたと。町長は一応、これまで分かったことについては報告をしたが、条例については町長も、自治労県本部のほうも今、注視しているということの答弁だったようでございます。

私はこれまでに3回、町外から通勤する職員についてということで質問をしております。今回は町外へ移住した職員としておりますが、内容は同じことであります。古味町長にこの問題で質問をしたときには、議論がかみ合わず、古味町長のご答弁がどういう答弁だったか、はっきりした記憶がございませんが、元町長、前町長とも、採用試験における面接の際、合格をしたら仁淀川町に住んでいただけるか尋ねたら、全員が「はい、住みます」と答える。しかし5年、10年たち、子供ができ、家族が年老いていくと、それを理由に町外へ移住していく。憲法で保障されている限り、どうしようもないが、これは職員のモラルの問題だと、このように答弁をされました。

モラルとは、倫理、道德のことでございます。人や生き物に対し、思いやりを持った行動をする、良心に従った行動を起こすための守るべき基準、これをモラルというそうであります。モラルの問題ということは、これらに問題があるということで、人や生き物に対し、思いやりを持った行動ができず、良心に従った行動を起こすために守るべき基準が守れないということになります。議員が職員にパワハラをした、職員には一言一言を丁寧に

対応すべき、このような記事が新聞に掲載された以上、読者や町民はこの記事を信用いたします。これらは職員の後押しとなり、今後、職員に対し、我々は何も言えなくなってしまう。

人口が減少すれば、当然のことながら、町は寂れます。高齢化による自然現象は仕方ありませんが、職員が家族を連れて町外へ移住するなど、あつてはならないことだと私は考えます。採用試験で仁淀川町に住みます、こういった約束をしておきながら、数年後、十数年後には町を捨て、町外へ移住する。誓約書には、誓約書がなくても、これは明らかに採用時に虚偽の発言をしたことになり、採用時の約束を破ったことになります。今回の職員叱責に関するパワハラ疑惑の要因は職員の町外移住であります。

そこで今議会、執行部席におられる課長さん以上の皆様全員にお伺いをいたします。皆様方の中で、町外へ移住する職員に対し、やめろ、あるいは考え直せ、また、あるいは別の方法で引き止めた方はおいでになりますか。おられましたら、どのような状況で、どのような結果になったのかお答えください。いなければ結構でございます。

そして、町長、副町長にお伺いをいたしますが、職員の安全にも配慮しなければならないでしょう。しかし、皆様方の最大の使命は、町を元気にする活性化であります。イの一番に職員の町外移住を止めなければなりません。今回移住した職員に対し、考え直してくれと止めたのか、それとも、憲法で保障されているから仕方がないと諦め、何も言わなかったのか、どのような対応をしたのかお伺いをして、私の再質問を終わります。

○議長 各課長さんでそういうことを発言した方はおいでですか。特にないですか。

そしたら町長、答弁。

○町長 若藤議員の再質問にお答えします。

私は現在、課長に昇格する方、例えば課長補佐なんです、課長補佐で町外職員という方が数名おります。今後、その方が課長に昇格していく上で、町内に戻ってきてほしいということで、説得した職員が数名おります。それでまだ、今現在、こっちへ帰ってきているわけではないですけど、帰ってこれるように町内の家を改修したりとか、そういうことをしている職員が現在おるといえるのか、確認をしております。

そして、町内に住んでいただくことは、議員から言われるからではなくて、これは町民の願いであると思います。やはり町の職員が町内にいるということ、それ自体で町民も安心もしますし、また我々も、いろんな情報も吸い上げることができ、またそういうことを政策的に実行できるということもありますので、やはり職員は町内に住んでいただくとい

うことが一番理想的なことと考えております。

以上です。

○議長 竹本副町長。

○副町長 若藤議員の再質問にお答えをいたします。

私も今、町長が申しましたように、町長といろいろ話をする中で、特に今後、長になっていただく必要のある幹部の候補生の方には、ぜひ町に戻っていただきたいというような話を町長ともしておりまして、私も何人かに、出ていく前には説得できませんでしたけども、出ている職員に、今後、町の重要なポストにも就くということで、ぜひ帰ってくることを考えてほしいというような話はしたことがございます。

また、今後につきましても、町の職員であるならば、やはり公私ともに何かのときには町のために働いていただくということは、これは職員に必要なことでございますので、そうした中で、一番そうした動きがしやすい状況、特に町内へ住むということも含めて、そういった説得も続けていきたいというふうに思っておりますので、どうかよろしく願いしたいと思います。

○議長 若藤敏久君。

○8番 今、町長、副町長からご答弁を頂きましたが、町長、幹部職員になる候補者だけにはやっぱり帰ってこい、それは多分、課長が町外からじゃいうたらかつこ悪いから、それはそれで気持ちは分かりますけど、やっぱりそれでは駄目じゃあないでしょうか。幹部じゃなしに、普通の一般の者でもよね、早うから嫁さんをもらったら住むということがあるから、そこら辺に対応してもらいたいが、再々質問をさせていただきますけど、課長さんをはじめ、町長、副町長、皆さん方にお伺いをいたしましたけど、どうも積極的に職員の今回の町外移住を止めた方はいらっしゃらないようでございます。そのようなご答弁でございましたが、皆様方が今回の職員に対し、移住を止めていることができていれば、今回の叱責事案、叱責事案といいますか、これは発生しておりません。

やはり我々議員も、一人でも多くの町民に住んでいただきたい、残ってもらいたい。叱責した議員は知ってのとおり、町内で住む、町内へ移住してくれる人間に対しては住居も提供してやれと、こういった思いで、非常に一人一人、住民に残っていただくという思いに対しては、真剣な発言をしている議員でございます。町の活性化を願う議員であれば、町外へ出ていく職員に対し注意をするのは当然でございます。

今回の同僚議員の発言は、注意の仕方が悪く、言い過ぎたとは私も思います。しかし、

議員であるなら、おまえ、何を考えよらあと、このように言うのは当然だと私は考えております。先ほども言いましたように、ちょっと言い過ぎたとは思いますが。

しかし、私が今聞きたいことは、町長も労組も、なぜ叱責をした議員本人には何も言わず、議会へ訴えてきたのか。議会は関係ないですよ。叱責した議員に対して全権を委任して、お願いをして、議員が叱責したわけではありません。これはあくまで議員個人の活動でございます。議会は連帯責任がある、このように言われるかもしれませんが、確かに議決事件に関しては連帯責任がございます。今回は議決事件じゃないです。議員個人の勝手な行動ですよ。なぜそれを町長も、労組も、自治労県本部も、我々議会へ訴えてきたんですか。議会に何の関係がありますか。例えば私が傷害事件を起こした、飲酒事件で相手をけがさせた、このような場合に相手方や警察は議会へ言うてきますか。今回の対応は職員だけ別格扱いですよ。役場職員であれば議会へ訴えてくるんですか。こういった不都合なことが全然表沙汰にならない。だから私は今回、この質問をしているんです。みんな叱責した議員だけ悪うて、町外へ行った、出ていった職員は採用時に残りますと言うて、これは虚偽の発言ですよ。契約書がなくても契約違反です。

私がこの質問をするとしたら、家内が「お父さん、訴えられんばあにしいよ」、そう言いましたが、しかし、私が言わにゃあ、誰が言いますか。このままで町長からの申出書、それから労組、自治労の県本部、このとおりになっていて、パワハラ条例なんかつくってくれと要請が来ておりますけど、できるはずがないですよ。職員に対して何にも言えなくなってしまう、我々は。

再々質問をまとめます。今回の叱責事案は議員個人の活動であって、議会は何一つ関与しておりません。町長も、労組も、自治労県本部も、今後交渉をするなら、叱責した議員個人と交渉してください。本人もそのようにしております。

それと、同僚議員の考えは分かりませんが、町長の申出（依頼）書について、私の考えを申し述べます。

1番についてはもう既に情報の共有は図っております。2については、ハラスメント条例を制定するわけにはまいりません。理由は、議員自身の発言及び今後の行動が制限されるからであります。3番は既に研修済みであります。

以上、お伺いをして、私の質問を終わりますが、町長、今言いましたこと、ちょっと私も興奮をしておりましたけど、町長はそうでもないでしょう。適正なるご答弁をお願いいたします。

以上で私の1点目の質問を終わります。

○議長 執行部、答弁。古味町長。

○町長 若藤議員の再々質問にお答えします。

私も以前から、そういった職員がおるので、注意をせんといかんというようなことで相談も受けておりました。その中で、高圧的な言動や威圧的な言動があったら、やっぱり職員組合とか自治労、そういったところから注意がありますよと、何度かそういうことを話した記憶があります。

注意をするのは全然結構なことです。ただ、その言い方、威圧的な言い方、本人が受ける気持ち、そういったことも考えて注意をしないと、そういった組織が動きますよということで注意をした経緯があります。

そして、議会は関与していないので個人とやり取りしてくれということですが、また、この件につきましては、また自治労、また職員組合等とも話し合いをした上で対応していきたいと考えております。

○議長 以上で1点目の質問を終わります。

続きまして、2問目に移ります。若藤敏久君。

○8番 2件目は、相能地区の水道工事についてお伺いをいたします。

6月補正で対応すると言った相能地区の水道工事がいまだに着手されない、この理由をお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○議長 執行部、答弁。古味町長。

○町長 若藤議員の相能地区水道工事についての質問にお答えさせていただきます。

相能地区の給水施設の改修につきましては、早期に解決するため、補正予算での対応も考えておりましたが、地区から出されました提案のほかに工法を検討する余地があることから、この冬の渇水状況や給水量などを再調査し、最適な工法を検討し、来年度の当初予算に計上するということで区長さんに説明をさせていただいております。

以上です。

○議長 若藤敏久君。

○8番 やっぱり最初の答弁は町長ということになっちゃうから、課長から回された答弁書を、町長は今、読み上げただけでしょうけど、井上課長、私がこの質問をするまでに、本年6月議会で相能地区の水道工事、予算化してくれよとあなたにお願いしたら、「分か

りました、対応します」とあなた、答えましたよね。だから、6月補正で対応しますと言ったのに、いまだに着手できないから、私はこの質問をしたんですよ。

そして、6月議会が終わった後であなたのところへ行って、相能の区長さんが来るから、よろしく願いをしますと課長にお願いしたら、「分かりました」というようなことだったから、相能の区長さんに「課長さんにはお願いをした」と、「予算もつけるようになっているから、早く何してくれや」とお願いをして、話を課長さんにお願いをしときやと、このようなお話をしました。

6月補正で対応したのであれば、工事はもうできなければいけませんよね。課長、あなたは「私はこの質問を今回するけど、どんなにか」と聞いたら、「6月補正で対応すると言ったが、予算をつけたとは言っていない」、そのように私に言いましたよね。言いませんでしたか。「予算化するとは言ったが、したとは言っていない」、それはどういうことですか。町長、最初の答弁をしても、こんなやり取り、あんたは分からんでしょう、町長は。そして課長さん、あんたは「予算がついているかどうか、予算書を見えます」と言いました。課長だったら自分が覚えているでしょうが。だから私はそのときに、ああ、これは予算がついてないなっちゅうのが分かりましたよ。

本年の2月頃、相能の区長さんが来て、前任者ですね、お願いをしたら「当初予算には間に合わないが、6月補正で対応する」、前任者はそのように言ったそうですよ。だから6月、6月、6月と言っているんでしょうが。10月7日に相能の区長さんが来たときに、そのときも、あなたはまだ、予算をつけてないということを言っていないですよ。私に対しても、随分遠くから引っ張ってくるような工法だが、あんなに遠くから引っ張ってこいでも、すぐ近くで対応できる。231万円の工事費がそれだけ高いんですか。あなたに確認をしましたが、寺村の水道工事が4,500万、名野川が5,000万、霧ノ窪でさえ1,500万、そして、今回補正で対応できた石井野かどこかでしたかね、こんなんが対応できるのに、相能だけ、なぜ対応できないの。

2年、3年ほど前に仁淀川町の水道工事を全面改修する、こういった説明がございました。私はそのときに、池川や大崎、森、こういった大きいまちは心配ないが、3戸、10戸、5人、10人住んでいる小さな地域も差別がないように対応してやってくれよと、皆さんの前でお願いしておりますよ、こんなことにならないために。何で相能だけ先回り、先回りになるんですか。その理由を答弁してください。

○議長 井上町民課長。

○井上町民課長 若藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

3月定例会の簡水特別会計予算の議案審議におきまして、人家が点在した地域の飲料水が渇水した場合の対応はと若藤議員に質問されたことに対し、家庭用給水施設整備事業で対応すると、そのときは答えました。また別の機会に、相能給水施設につきましては、必要な時期に補正予算で対応するとは回答したと記憶しております。

その言葉について、結論から申し上げますと、工法の検討をする上で、冬の渇水期の状況と使用水量を再調査する必要があるため、早期着手は難しいとの結果に至っております。10月に区長さんと工法について協議を行いました。地区の要望では、現在取水している谷川の水が渇水期に減少するため、他の谷川からの取水を増設したいというのですが、前の冬の渇水期に現地を確認した職員によりますと、地区の配水タンクからオーバー水が出ており、また、別のタンクや取水施設以下の谷川にもある程度の水量が確認されていたことや、また、水を使う時間帯に一時的に配水タンクの水量が低下するというのであれば、容量増設の検討も行う必要があると考え、また、地区案の工法についても、渇水期は水量が減少するため、取水場所については十分な検討が必要であると考え、この冬の渇水状況や使用水量について調査した上で最適な改修方法について検討したい、もちろん地区の案が最善であれば、それを採用することも当然のことです。その上で、新年度予算で対応したいのでという説明を区長さんにさせていただいておりました。

確かに、相能地区の給水人口は11世帯19人と、寺村や名野川と比べたら小規模ではありますが、予算を伴う補助事業である以上、工法やコストについては十分な調査を行い、結果的にちゃんとしたものを造りたいという思いです。決して何もしないとか、お金をかけたくないというわけではございません。繰り返しになりますが、この冬の渇水状況を調査し、最善の工法を選択するため、検討のお時間を頂きたいというのが私の思いでございます。地区の皆様にはご心配をおかけしますが、ご理解を頂きたいと思っております。

以上です。

○議長 若藤敏久君。

○8番 課長、今言った答弁は、区長に今までに言うとかんといかん。この質問が出てから、あんたは答弁を考えたんでしょうが。全然そんな対応じゃなかったですよ、今までは。水というのは、今現在ここから出てきて、あふれるばあ来よっても、1つの山崩れ、地震があれば、全く止まってしまいますよ。だから、相能地域の区長さんは引地橋を越えて、遅越まで行って、1.何kmの業者から見積りを取って出しているんです。それは前任者が見

積りを出してくれと言うから出しとるんでしょうが。あんた、引継ぎができてないんでしょ。引継ぎができとったら、このような対応にはなりませんよ。

諸々の金額をほかの議員さんにも聞いてみてください。230万ですよ、相能地域の今言う予算が。あなたは確かに、町民の金ですから、節約をして工事を安く上げないけません。4分の1でできると言いました、私に。230万の4分の1、五十数万円、そんなんでできますか。4分の1なんか、できるわけないでしょうが。こんなことは一言も今言わない。自分が机の上で作った答弁をただけ。今まで私らが言った対応と全然違うじゃないですか。予算をつけてないならつけてない、すまなかった、来年対応する、何ですぐ言わんですか。工法に問題がある、ほかの工法やったら安い、逃げ口上ですよ、これは。違いますか。

こういったことにならないがために、3年前に私は言っております。小さな地域にも手厚い設置を頼む、対応してくれと。前任者が本年2月頃に来たら、見積書を出してくれと、区長さんが見積書を業者から行って出してみたら、ほいだら、何で今年中かかってできないの。今言った答弁であるならば、3月、4月にそんなことだったら、6月、9月の補正で対応できるでしょうが。予算も組んでない、何もできないから、今言ったような答弁になるんですよ。違いますか。

あんまり言うて訴えられてもいかなので、ここら辺でやめます。議長、答弁ぬかりとか何とかがあったらいかなので、もう1回答弁を。

○議長 井上町民課長。

○井上町民課長 若藤議員の再質問に答弁させていただきます。

確かに6月に補正予算で対応してくれという話は聞きました。それで、でも、私は再調査が必要であると、現地の再調査が必要である、そういうことをお話ししたくて、区長さんに相談を持ちかけましたが、来られたのは10月でした。そこからの話ですので、補正予算は間に合いませんし、そのときも一連の説明はさせていただいたつもりであります。

そのことを議員に報告がなかったのは私のミスではありましたかもしれません。申し訳ございません。

以上です。

○議長 以上で若藤敏久君の質問を終了いたします。

暫時休憩します。

午前11時04分 休憩

午前 11 時 04 分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の日程は全て終了しました。これで散会いたします。

午前 11 時 04 分 散会

